

特定関係にある資格者同士の入札参加の取扱いに関する基準

平成 29 年 7 月 1 日

告示第 130 号

1 趣旨

この基準は、士別市が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める建設工事の請負契約及び建設工事に係る測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務等の委託契約（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事等以外の業務の委託契約（以下「業務委託」という。）を締結するにあたり、入札の公平性の確保又は談合の未然防止を図るため、競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の取扱いについて、士別市契約事務に関する規則（平成 19 年規則第 41 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 基準に該当する場合の取扱い

士別市が発注する建設工事等及び業務委託に係る一般競争入札において、3 に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者が一つの共同企業体に属している場合を除く。）は、士別市契約事務に関する規則第 11 条第 7 号及び士別市制限付一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 13 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、無効入札とすることができる。

3 基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等（6 の(2)に定める取締役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法

第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記の (1) 又は (2) と同視しうる特定関係があると認められる場合

4 公告等への記載

市は、入札の公告に次の事項を明示するものとする。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格、応募に必要な要件は、基準に該当しない者であること。

イ 基準に該当する者のした入札は、無効とする場合がある。

5 特定関係の確認等

(1) 市は、特定関係の有無を確認することが必要と認められる場合に、入札参加資格申請者に対して「特定関係調書（様式第 1 号）」の提出を求めるものとする。

(2) 同一入札に特定関係のある者が入札参加申請書を提出している場合にあつては、その該当する者に対し次のことについて口頭等により通知するものとする。

ア 特定関係がある者から、入札に参加するもの 1 者を決め、入札に参加しないこととなった他の者は、速やかに申請書を取り下げること。

イ 取り下げを行わなかった場合は、特定関係にある者の全てを入札参加資格者とし
ないこと。

6 留意事項

(1) 入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的により当事者間で連絡を取ることは、士別市建設工事一般競争入札心得第 4 条には該当しないものとする。

(2) 人的関係の対象となる取締役等とは、次に掲げる者をいう。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）の取締役を除く。）

ウ 指名委員会等設置会社における執行役または代表執行役

附 則

この基準は、平成 29 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に行う入札公告、入札通知等に係る建設工事等について適用する。